

平成25年 第14回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成25年 8 月22日（木）午前10時02分

場 所：教育委員会室

平成25年8月22日

東京都教育委員会第14回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第54号議案

東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について

第55号議案

平成26年度使用都立高等学校（都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部を含む。）用教科書の採択について

第56号議案

平成25年度東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成24年度分）について

第57号議案

東京都公立学校長の任命について

第58号議案

東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

2 報 告 事 項

（1）都立小中高一貫教育校基本構想検討委員会中間まとめについて

委員長	木村 孟
委員	内館 牧子
委員	竹花 豊
委員	乙武 洋匡
委員	山口 香
委員	比留間 英人

事務局（説明員）	教育長（再掲）	比留間 英人
	次長	直原 裕
	教育監	高野 敬三
	総務部長	松山 英幸
	都立学校教育部長	堤 雅史
	地域教育支援部長	秀嶋 善雄
	指導部長	金子 一彦
	人事部長	加藤 裕之
	福利厚生部長	前田 哲
	教育政策担当部長	白川 敦
	教育改革推進担当部長	出張 吉訓
	特別支援教育推進担当部長	廣瀬 丈久
	人事企画担当部長	粉川 貴司
（書記）	総務部教育政策課長	壹貫田 剛史

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 ただいまから、平成25年第14回定例会を開会します。

まず、取材・傍聴関係でございます。報道関係は、NHKほか9社、合計10社から、個人は、合計20名からの申込みがございます。許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——なお、冒頭にNHKほか6社、合計7社の頭撮りがございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、私から一言申し上げさせていただきます。

前回、前々回に開催されました教育委員会の定例会におきまして、議事を妨害する行為が行われ、当該行為を行った者に対して、東京都教育委員会傍聴人規則第7条第1項に基づき、私から退場を命じました。こうした事態が発生し、静ひつな環境の中での教育委員会の議論が妨げられましたことは、大変遺憾なことでございます。今後、こうしたことが起こらないよう、傍聴人規則を違反する行為があり、1度注意を促しても、なお違反行為を続けて行う場合には退場を命じます。また、傍聴人規則を違反する行為により議事を妨害するような事態が発生した場合には法的措置をとらせていただきますので、この点につきまして、あらかじめ御通知申し上げます。御留意ください。

会 議 録 署 名 人

【委員長】 本日の会議録署名人は、乙武委員にお願いします。

前々回の会議録

【委員長】 前々回7月11日開催の第12回定例会会議録については、先にお配りいたしまして御覧いただいたと存じますので、よろしければこの場で御承認いただきたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、第

12回定例会の会議録については御承認いただきました。

前回7月25日開催の第13回定例会会議録が机上に配布されていますので、次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、非公開の決定です。本日の教育委員会の議題のうち、第56号議案から第58号議案までにつきましては、人事等に関する案件ですので非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、この件について、そのように取り扱います。

報 告

(1) 都立小中高一貫教育校基本構想検討委員会中間まとめについて

【委員長】 (1) 都立小中高一貫教育校基本構想検討委員会中間まとめについての説明を、教育改革推進担当部長、よろしくお願いいたします。

【教育改革推進担当部長】 A3判の報告資料(1)に基づきまして御説明したいと思います。なお、その下に中間まとめという形で冊子も御用意しておりますので、併せて見ていただければと思っております。

基本構想検討委員会につきましては、新しい教育システムのモデルとして、公立では初めての都立小中高一貫教育校を1校開設することに向けての検討を行うため、外部有識者を加えまして、この4月からこれまで5回開催し、都立小中高一貫教育校の基本的な骨格を検討してまいりました。このたび中間のまとめを行いましたので、教育委員会に御報告させていただければと思っております。

このA3判を御覧いただきまして、左側の「1 都立小中高一貫教育校の設置の基本的な考え方」から始まりまして、右下の「5 設置場所の候補及び開校の目標年度」まで、この冊子にはこの順でまとめられています。なお、目次を見ていただくと分かると思いますが、12ページの今言いました「5 設置場所の候補及び開校の目標年度」の次のところに「6 今後の検討課題」について、この後検討委員会が5回ご

ございますので、その中でこの部分について検討してまいりたいと思います。本日は、1から5のところを中心に御説明させていただければと思います。

それでは、A3判に戻りまして、まず、「1 都立小中高一貫教育校の設置の基本的な考え方」は、現在の理数を取り巻く状況や小中高におけるこれまでの一貫教育の現状を示しまして、設置の基本的な考え方といたしまして、理数を中心に、世界に伍して活躍できる人間を育成するため、児童・生徒一人一人の潜在能力を最大限に引き出す新たな教育モデルを構築すると設定しております。この設置の基本的な考え方を受けまして、下のボックスにございますが、「2 都立小中高一貫教育校における教育理念」、「育成すべき生徒像」、そして4つの「教育方針」を示しまして、12年間の一貫教育を行っていくべきであるとまとめております。

次に、資料の左下「3 都立小中高一貫教育校の教育課程」でございますが、小学校から高校までの12年間の教育課程につきましては、現行の6-3-3制の学校制度に基づく教育課程にとらわれることなく、現在の子供の身体的な発達や本委員会の委員の御意見にもあった脳科学の知見などから、子供の心身の成長に適した教育課程を編成すべきであるということでもとめられております。現在の児童・生徒の発達段階を踏まえまして、4年ごとのまとまりで編成するという意見で集約されています。

具体的には、7ページをお開きいただきたいと思いますが、そこから記述されています。3つのまとまりとしまして、基礎期として、学習の素地となる体験活動を重視するとともに基礎・基本の習熟の徹底を図る時期ということで小学校1年生から小学校4年生、拡充期として、体験活動と発想を相互に関連させて考えを組立て理解を深めるとともに幅広く発展的な学習を行う時期ということで小学校5年生から中学2年生、そして最後の発展期として、これまでの学習や体験活動を基に自らの進路を見据えるとともに進路選択に向けて深く専門的な学習を行う時期という新しい区切りです。学習内容の先取りなどを実施していくことが望ましいということで、まとめられています。

また、A3判にお戻りいただければと思います。その教育課程編成の基本的な考え方といたしまして、そこに示している4点を挙げまして、具体的な教育内容や教育活動を設定していくべきであるとなっております。さらに、この4点のほかに、教科等

の構成、授業時間数の諸条件、英語教育の早期導入についても、今後、検討していくこととなっております。

また、一番下でございますが、東京には多くの大学や企業、研究機関等がございます。教育課程の編成においては、こうした大学等の教育資源を活用し、連続性のある連携を行っていくことにより、質の高い教育が可能となると考えておりますので、今後、首都大学東京をはじめとした大学等との連携の在り方について検討を重ねていく必要があるとなっております。

続きまして、右側上段の「4 都立小中高一貫教育校の設置の基本的な枠組み」でございます。これは本文で言いますと10ページから始まっております。ここでは、設置形態、設置規模について検討委員会で議論していただきまして、設置形態については、都教育委員会では小学校を設置しておりませんので、都立小学校を新たに設置し、また、中学校と中等教育学校については、これまでの教育活動の実績がございますので、既存の都立中高一貫教育校を改編することとしております。設置規模については、小学校は、都内公立小学校の平均学級数は約14学級、標準学級数は12学級から18学級となっておりますので、1学年2クラスか3クラスを考慮していったらどうか、また、中高につきましては、都立中高一貫教育校の学級数が24学級でございますので、これを基本として考えていくのが望ましいという御意見を頂いております。

また、12年間の途中段階における進学募集について、今後も引き続き検討が必要ですが、現時点での委員会の議論の方向性として、下のボックスにまとめております。都立小中高一貫教育校における入学、進学については、理数への興味・関心や適性のある児童を入学させるため、小学校入学時に適性検査等による何らかの選抜を実施していく必要がある、また、進学の際には子供の理数への適性を判断するため、適性検査等の選抜を実施する必要があるとしております。また、他の学校で学んでいるお子さんで理数に興味・関心の強いお子さんがいると思いますので、こういう方にも入学の機会を与えるとともに、人間関係の固定化を緩和し、学校の活性化を図るため他の学校からの入学者を募集することも必要であるとしております。これらの入学や進学の際の選抜や他校からの募集の詳細につきましては、更に検討していくこととなっております。

次に、本校の設置場所の条件としては、今申し上げました教育理念の下で教育効果を最大限発揮できること、そして全都で1校のみの設置であることから、その◇で示しておりますが、4つの基本方針を挙げております。児童・生徒の安全に配慮して、小中高の校種別に必要な施設の整備が可能であること、通学可能範囲が広域であること、教育活動に望ましい周辺環境であること、そして教育課程のまとまりを踏まえた校舎配置が可能であることという4点を挙げ、以上の全てを満たすこととしまして、一部の施設を分離して別の敷地に設置するなどの検討が必要であるという御意見を頂いております。また、開校時期につきましては、施設の整備、教育課程の編成など、必要な条件を可能な限り短時間で行いまして、速やかに開校していくべきであるとなっております。

続きまして、「5 設置場所の候補及び開校の目標年度」についてでございますが、事務局から下記のとおり、お示ししました。具体的には、設置場所の候補といたしまして、都立小学校第1学年から第4学年の校舎を旧都立芸術高等学校跡地、都立小学校第5学年から6学年及び中学校、高等学校の校舎を都立武蔵高等学校・同校附属中学校、また、開校の目標年度といたしまして平成29年度をお示ししましたところ、検討委員からは、事務局から示された設置場所の候補、開校の目標年度について、検討委員会の考え方に沿うものとなっているとの御意見を頂戴しました。このことを踏まえまして、事務局としましては、これら設置予定場所として平成29年4月の開校を目指して、今後、更に詳細を詰めてまいりたいと考えております。

なお、小中高一貫教育校の基本的な骨格につきましては、引き続き検討委員会において更に議論を重ね、平成26年3月に最終報告をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見等はございますか。

【内館委員】 理数系を中心にやるということで、これはまだ具体的にないのかわからないですけれども、既に何か、例えば理数の時間を増やすのか、あるいは今まで他では取り入れていなかったことを取り入れるとか、具体的な考え方があるのかどうかを伺いたい。それによって、他の科目を削るということも考えられるの

か。

また、英語教育のこともおっしゃっていましたが、これにもまた力を入れるとなると、何かどこかにしわ寄せが来るのではないかと。私は国語力が落ちていることを非常に危惧していますので、そこで国語にしわ寄せが行ってしまうのではないかと非常に不安なのですが、これ以上、国語の力が落ちてくると、理数の力が落ちるのと同じように困ることになるだろうと思うのです。今、具体的に分かっている段階で結構ですけども、この理数を中心にとというのは、どのような考え方でいらっしゃるのか、そこを聞きたいです。

【教育改革推進担当部長】 具体的なところはこれから詳細を詰めてまいります。理数を中心にとということで、先ほど申しました基礎期の辺りは体験的な活動を多く行っていければと考えております。その際に生み出す時間がやはり課題となっておりますが、教育課程の編成を見てまいりますと、かなりダブっているところもございますので、詰められるところは詰めながらまとめていきたいと思っております。ただ、これはやはり学習指導要領に準拠してやらなければいけませんので、理科ばかりをやっているわけではなく、全てのことはきちっと行い、更に理数の時間を生み出してまいりたいと思っております。

また、英語教育でございますが、これも国の動きがございますので、その辺も焦点を合わせながら、英語に関しても、今後どういうやり方をしていったらいいのかを詰められればと考えております。

【内館委員】 ダブっているところというのは、どういうことですか。

【教育改革推進担当部長】 例えば算数で言うと、5引く3は2、これから入っていくのですが、それが中学生になると、例えば3引く5はマイナス2になるのです。その辺の関連をもう少し近くしてあげることによって定着が図れるのではないかなども考えているところでございます。

【竹花委員】 既存の6-3-3制が絶対的に正しいものであるとは言えないと思っておりますから、いろいろなチャレンジをしてみることは良いと私は思うのですが、ただ、既存の法令との関係をきちんと整理しませんと、これは実現が難しいかもしれないという危惧を持っております。

学校教育法の義務教育に関する第17条は、保護者が子供たちを就学させる義務に関わる規定なのですけれども、これを見ましても、その他の法令を見ましても、小学校は6年間、中学校は3年間と基本的にそこが前提となった法律の組立てになっているわけです。義務教育は9年間となっているわけですけれども、4-4-4というのは、果たしてそれにふさわしい仕組みなのかということ。それから、先ほどから議論になっている学習指導要領との関係でどうなのか。それから、この4-4-4制は、最初の4を小学校と呼ぶのか。そういう法令上しっかりと検討しておかなければいけない課題を残しているように思います。冒頭申し上げたように、何も今の6-3-3制が絶対だと思いませんし、新しいことがあってもよかろうかと思うのですけれども、そこら辺の問題をきちっとクリアにしながら、更に議論を進めていただきたいと思います。

今まで、そういう議論はこの検討委員会でなされていますか。

【教育改革推進担当部長】 検討委員会等で議論しているところでございますが、今、竹花委員が言われたように、現行の制度は6-3-3制でございますので、現時点で行えるのは教育内容の部分、教育課程の部分について先取りする等のことでカリキュラムを作っていくのが適当ではないかということで議論しているところでございます。小学校は6年間となっておりますので、小学校が4年で終わり、次の4年間が中学校というわけではございません。それは現時点ではできませんので、12年間を一体にすることによって、子供にとってより良い教育にしていければと考えております。

一番大きいのは設置者が一つということでございます。現行でいきますと、小中は区市町村教育委員会、都立高校については東京都教育委員会となっておりますが、東京都教育委員会が小中高の12年間を通してやれるところが一番メリットではないかと考えております。

【竹花委員】 おっしゃるように、東京都教育委員会で小学校の教育課程を持つというのは、これが初めての取組だと思うのです。そういう意味では、我々もまた、いわゆる義務教育課程に対して、今まで中学校の部分は中高一貫校であったわけですが、やはりしっかりと結果を出していかなければいけないという新たな責任も生

じてくると思うのです。そういう意味で、具体的にどういう教育を進めていくのかということ、よく考えてやっていくことが大事だと思うのです。

その一つは、先ほど申し上げた法令上の問題もさりながら、今、既存の公立学校が抱えている様々な課題をこの小中高一貫教育校において解決していくという視点で中身を考えていくことも大事だと思うのです。今の小中には、我々、かねてから議論しておりますように、学力に大きな差のある子供たちを一つのクラスにまとめて、先生は大方真ん中ぐらいの学力の子供たちに向けて、学習指導要領に基づいて指導していく。そのことに伴う弊害。よくっておりますけれども、よく分かっている子供には全くつまらない授業で、分からない子供たちにとってもつまらない授業、そういうのを引きずっている公立学校の問題を、ここでも、都が所管する小学校、中学校が新たにできることでどのように進めていくのかということについても、よく認識して議論して行ってほしいと思います。そうでないと、ただ格好だけ変えてみるかというのは、皆さんの御理解も得られないだろうと思うのです。

もう一つ、やはり4-4で区切っていくことの意味というものを、説得力のある形でしっかりと議論してほしい。6に意義があるのか、6-3に意義があるのかどうかは議論もあるのだろうと思うのですけれども、4で1回区切ってみようという意義はどこにあるのかということ、しっかりと皆さんに説明できる根拠をしっかりと見つけていてもらいたい。これは中間まとめですので、今後、最終的なまとめに至る過程で、今言ったような視点を持った上で議論してほしいと思います。よろしくお願ひします。

【内館委員】 今、竹花委員がおっしゃったこととも重なるのですけれども、これは、卒業式とか入学式とか、そういう区切りはあるのかなと。例えば、今までは小学校が6年間で終わったときに、さあ、いよいよ卒業だ、中学校に入学したら新しい世界で頑張るぞと本気で思ったり、みなぎったりするわけです。そういうことがなくずっと来るのか、あるいは4年次に卒業式や入学式をやるのか、そういうものはもう古いからと一切やらないのか、中間まとめではそういうお話は出なかったのでしょうか。

【教育改革推進担当部長】 そこまではまだ話し合っていないところでございます

が、基本的に、6年間学習すれば小学校の全課程を修了したということで卒業証書を出しますので、何らかの進級というか、卒業的なことはやっていくことになると思います。

【内館委員】　　そういうところをきちっとしないと、今、竹花委員がおっしゃった部分と重なって、なぜ4-4-4にする必要があるのか。形では6-3-3で行きましょう、だけれども、あなたたちは4-4-4なのですよ、ここは特殊なのですよとやったときに、子供たちが4-4-4でどういうふうな気分になるのか。これは多分、学校の場所が移ったりするのでしょうかけれども、やはりそこで何か大人になった気分というのが、毎回毎回6-3-3では来ていたわけですから、その部分は人としても非常に大事なところではないかという気がするのです。ですから、その4-4-4に関しては、やはり納得できるようにしないといけないなと今思います。

【山口委員】　　私も関連してなのですけれども、恐らく特徴のあるカリキュラムを設定して特色を出していくというのが一つの目的ではあると思うのですけれども、そうなったときに、通っている子供たちが、小学校で入ってきますので、もしかしたらここに合うのではないかと考えて入ってきた子が、どこかで方向転換を希望したり、あるいは適性に合わなかったのではないかと考えたときに、その子供たちがスムーズに違う学校を目指すことができたり、違う進路に移ることができるようなこともやはりきちんと考えておく必要があるのかなと思います。そこは裏腹な部分で、特徴を出せば出すほど次への転換は非常に難しくなってくると思いますので、もしそこにとどまることで逆に子供の違う才能が生かされないのであれば、これは残念なことになりますので、その辺りも——恐らく、今後の課題というところで話し合われると思いますけれども。

あとは、そういったようなリスクと言っては非常に問題があるのかもしれませんが、入学を目指すお子さんや保護者の方にもそういったことをきちんと説明して、どういう可能性があって、どういうことが起き得る、そしてその場合にはどういうふうにといいことの説明をきちんと準備しておくことは必要かなと。恐らく今後の検討課題だとは思いますが、よろしくお願いします。

【乙武委員】　　私は小学校で教員をやっていた立場から、当時、私が勤務していた

小学校が近隣の中学校と小中連携を進めていたので、なおさら気になった部分ではあるのですが、やはりこのような取組をしていく場合、教員免許の問題が出てくると思うのです。小学校の教員免許と中学、高校の免許というのは全く別物なので、この4-4-4の区切りにしてしまった場合、頂いた資料で言う拡充期が特にミックスされてしまうことになるのです。

さらに、右下の設置場所を見ますと、小学校段階の1年生から4年生までと5年生以上が校舎が分かれるということになってくると、例えば都立武蔵高等学校・同附属中学校に勤務する小学校免許を持っている先生は、もう5年生か6年生しか持てないという状況になってきてしまうと思いますし、また6年生から中学校に進学してしまった子たちは、もう持てなくなる、授業を教えられなくなるという課題も出てくるのかなと思いました。この辺りをもう少し何か対策を練っておかないとややこしいことになってしまうのかなというところが気になりました。もし、その辺り、中間まとめの段階で何か話合いが出ていれば、教えていただければと思います。

【教育改革推進担当部長】 乙武委員の言われるとおりで、免許の関係がございます。これにつきまして確認をしたところ、中学校の理科の先生が小学校の理科を教えることはできます。それ以外の学級活動などは持てないのですが、自分の教科は持てます。高校の理科の先生も小学校の理科を教えることは可能です。そういう面では学級担任は小学校の先生にやっていただきながら、例えば理科の授業については中学校の先生や高校の先生が授業をすることができますので、その相互の免許法に従ってやっていければと思っておりますので、可能ではないかと思っております。

【乙武委員】 それに関連してもう一つなのですが、通常ですと、一般的な公立の小学校までは、基本的に担任が全教科を担当する。中学、高校になると、教科担任制になるというシステムを採っていることがほとんどだと思うのですが、今回の小中高一貫教育校では、どこを区切りとするのか、若しくはもう小学校に入った段階から教科担任制にするような形なのか、その辺り、もし話合いがあれば教えてください。

【教育改革推進担当部長】 正に、そこが先ほど言った「6 今後の検討課題」の最後に、教職員の体制についてというのを入れているのですが、そこで話をすることになると思います。現時点では、先ほど話したところまででございます。

【竹花委員】 先ほど申し上げましたけれども、東京都教育委員会として、小学校の子供たちは初めての取組になるわけです。それは、我々は相当覚悟して準備をしなければいけないとも思うのですけれども、東京都教育委員会の教育委員の一人として、私はそういうことを東京都教育委員会としてやってみたいという思いを持ちます。それは、今まで小中について私どもがやろうとすることについては、区市町村教育委員会の了解をどうしても必要とするものばかりで、ある意味では、犬の遠ぼえ的なところもあったように思うのです。1校とはいえ、私どもが責任を持った形で義務教育課程にもしっかりと踏み込んで関わっていきたいと思いますので、是非とも実現できるようにお願いしたいと思います。

ただ、今、4-4-4という制度にしなければいけないのかということについてはクリアにしなければいけない課題が多々あると思いますので、今、乙武委員からも出ましたし、山口委員からも出ていますけれども、やはり世の中全体の中で違ったものを作ることで生じるいろいろなあつれきを乗り越えるだけの4-4-4制の意義というものが確立されない限り、この問題はなかなか一般の御理解を得ることが難しいだろうと思います。

今日は検討委員会の中間まとめについて御報告を受けたという段階で、何も決める会議ではありませんので、4-4-4制を東京都教育委員会がこれから進めていくべく準備を進めているというのは、今の段階では言えないということを確認させていただく一方で、検討の中間段階では、4-4-4の新たな区切りをという検討がなされていることを我々としてもきちんと重く受けとめたい。しかし、その課題を様々きちんと検討してもらいたいと私は思いますし、検討委員会の皆さん方に、その旨しっかりお伝えいただいて、更に詳細な検討をお願いいたしたいと思います。

これは、いつからやろうという話だったのですか。

【教育改革推進担当部長】 平成29年4月に開校です。

【竹花委員】 そうすると、そういう問題について、最終的にきちっと結論を出さなければいけないのは、いつのことになりますか。

【教育改革推進担当部長】 基本的には、この3月までと考えております。

【竹花委員】 来年の3月ですか。

【教育改革推進担当部長】　　そうです。平成26年3月に御報告したいと思います。

【竹花委員】　　その中身もそういうふうに、その段階までに決めなければいけないですか。もちろん作るということは決めて、場所をどこにするかとか、建物をどうするかというのは早目に決めないと準備が整いませんが、中身については、いつ頃までに結論を出せばいいですか。もう少し時間がありますか。

【教育改革推進担当部長】　　来年度になりまして、その教育課程の編成など、これはやはり学習指導要領との関係がかなりありますから、詳細なものの組み込みをしていく形になると思います。

【竹花委員】　　文部科学省も恐らく相当の関心を持つと思いますし、このままだとノーと言ってくると私は思います。そういうものに耐えられるだけのものにしなければいけないし、余りこそこそとやるようなものではありませんので、この4-4-4制には絶対的な意義がある、1回チャレンジさせてもらいたい、文科省も1回それをやってみますかというようなものなのかどうか、そこはこれからの検討次第だと思いますので、今後の更なる検討を待ちますということで、私は今日の報告を受けたいと思います。

【教育改革推進担当部長】　　検討委員会の委員からもいろいろな意見が出ておまして、中に小児科医の先生もいらっしやいまして、その委員から脳科学等のお話を頂いております。その中でも、発達の中では、最初の9歳ぐらいまでに原始脳が発達しまして体が発達する時期で、その後、大脳皮質が刺激されて自我が発達してくる部分、そして18歳ぐらいまでに前頭葉が発達し、ここが更なる高度な知と徳の部分、人を思いやる心とかができてくる時期なので、今の脳科学の中では、そういう面では4-4-4というものはあるのではないかという御意見を頂いております。また、身体の方も、昭和の私が育ったころよりは、発達段階もかなり早くなっておりますので、そういうことなども考慮しながら、いいものを作ればと思っております。

【委員長】　　2つコメントしたいと思います。この4-4-4の区切りについては、むしろ学校現場から上がってきた提案と申し上げた方がよろしいと思います。確かに、今、教育改革推進担当部長がおっしゃったように、6-3-3という方式が、子供の発達段階から見たときに適当かどうかということについてはいろいろな考え方

があるようです。品川区はどうやっているのでしたか。何か工夫しているのではないかと思います。

【教育長】 同じ4年生と5年生のところで、4年までの段階で分けていると理解しています。

【委員長】 品川区から中教審にデータが出されたのですが、4年生から5年生になったときに子供が急激に変わるという状況がよく出ています。ただ、データに疑義を持った委員もいましたが、確かに5年生になったときに子供たちは変わるようですね。その点が一つです。

それから、今、教育改革推進担当部長からも話がありましたように、脳科学の先生方も、最近の子供たちは5年生になったときに変わると言っておられます。中教審では、6-3-3制が駄目だから、4-4-4制にしようということではないという意見が大勢を占めたように覚えております。脳科学の先生方の御意見も含めて、一度そういうエビデンスをこの場に出していただいて検討するということも考えていただきたいと思います。

それから、内館委員から御指摘のありました教育課程において、理数にプライオリティーを置き、英語にも置くとなると、他の科目はどうなるのだということです。これも教育改革推進担当部長から話がありましたが、今の教育課程はスパイラル、らせんで上がっていくように設計されています。つまり同じことを2回、3回と教えていく構造になっています。その意味で教育課程の編成は難しいとは思いますが他の科目についても配慮することは不可能ではないと思います。英語もやらなければいけない、理数にも力点を置くとなると、難しいとは思いますが、不可能ではないのではないかと思います。

【竹花委員】 今回の委員長のお話は、最初の4のところの区切りだと思うのですが、もう一つの大きな問題は次の4なのです。義務教育は9年ですから、これとの関わりというのは、多くの法令上、非常に難しい問題があると思います。これがどうして8なのか。ここも少しエビデンスを持った説明が必要だと思います。いろいろチャレンジするのは、私は全然構わないのですが、しかし、既存のものを覆すだけの意義を、きちっと認められるようなものなのかどうか、そこをよく検討してく

ださい。後の4についても、よく検討してほしいと思います。よろしくお願ひします。

【委員長】 その他、よろしゅうございますか。いろいろ御意見が出ましたので、是非ここで出た御意見を検討委員会へフィードバックしていただいて、慎重に審議を進めていただきたいと思います。学習指導要領の問題もありますし、4-4-4の区切りについても、世の中に納得してもらような説明がないとサポートを得られないと思いますので、その辺ひとつよろしくお願ひします。

会合はあと5回やるのですか。

【教育改革推進担当部長】 あと5回検討委員会を行います。中間報告を公表いたしますので、パブコメもしまして、10月以降に第6回の検討委員会を行ってまいります。

【委員長】 それでは、この件についてはいろいろ御意見が出ましたが、報告として承りました。くれぐれもよろしくお願ひします。

【教育改革推進担当部長】 はい。

議 案

第54号議案

東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について

【委員長】 引き続きまして、第54号議案、東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について、説明を、福利厚生部長、よろしくお願ひします。

【福利厚生部長】 それでは、東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について、第54号議案資料により説明させていただきます。

改正の理由ですけれども、職員住宅の廃止及び新設に伴い、規定を整備する必要があるというものでございます。

改正概要ですが、第二号住宅——これは島しょなどに勤務する教職員のための住宅

です——である千葉県の市原市にある五井住宅を廃止すること。それから、同じく第二号住宅である大島（八重川第二）住宅が竣工し、利用が開始されるために、規則の関係規定を整備するというものでございます。

施行日につきましては、平成25年9月1日です。

下に参考資料として、住宅の概要についてお示ししております。五井住宅は、同じく市原市内にあるしいの木特別支援学校の教職員の住居用に整備されたものですが、この住宅につきまして、市原市が施行する土地区画整理事業の区域内になりまして、その事業の進展に伴い、建物を解体する必要があるため、今回廃止するものでございます。職員住宅としては、既に平成23年度から使用していない状況ではございます。

それから、1枚おめくりいただきまして、新設住宅ですが、大島（八重川第二）住宅は大島町元町に設置するものでございます。鉄筋3階建て、戸数は24戸の規模の住宅でございます。

3枚目以降に規則、別表、新旧対照表等を添付しております。

説明は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。いかがでございましょうか。ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見等はございますか。よろしゅうございますか。

【竹花委員】 この教職員の職員用住宅に関する改廃、廃止及び新設の考え方に、スタンダードみたいなものがあるのですか。

【福利厚生部長】 現在は、島しょなどのへき地等に勤務する職員のための住宅の整備のみをしているというのが基本的な考え方です。

【竹花委員】 へき地の……。

【福利厚生部長】 主に島しょ地域です。

【竹花委員】 それは東京都全体の、他の知事部局においても同じ考え方ですか。

【福利厚生部長】 知事部局の方は、いわゆる三号住宅という、住宅に困窮している職員用の住宅が規則上はまだ残っていて、都内に若干整備されていると思います。そこは教職員住宅とは考え方が違うというか、実態は少し変わっているところがあると思います。

【竹花委員】 しかし、基本的には、島しょ部以外には教職員用の住宅は持たないと。

【福利厚生部長】 教育委員会としては、そういう方針で行っております。

【竹花委員】 そういう方針でずっと整備を続けてきて、今はほとんど残っていないわけですか。

【福利厚生部長】 今、島から帰ってきた職員用に、武蔵小金井と五日市に、いわゆる東京都内にも住宅を若干残していますが、それ以外はもうないということです。

【委員長】 よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、この件につきましては、原案のとおり御承認いただきました。

第55号議案

平成26年度使用都立高等学校（都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部を含む。）用教科書の採択について

【委員長】 続きまして、第55号議案、平成26年度使用都立高等学校（都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部を含む。）用教科書の採択について、説明を、指導部長、よろしく申し上げます。

【指導部長】 第55号議案、平成26年度使用都立高等学校（都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部を含む。）用教科書の採択について、御審議いただきます。

このことにつきましては、本年4月以降の経過を簡単に御説明いたします。

「1 教科書採択に当たっての留意事項」は、4月11日の教育委員会で報告しており、（1）にありますとおり、採択は、採択権者である東京都教育委員会が自らの責任と権限において、適正かつ公正に行うなど、4点の基本方針に基づいて進めてきております。

「2 教科書の調査研究」につきましては、文部科学省の教科書目録第1部に掲載されたと記載がございますが、第1部というのは、新しい学習指導要領に基づいて編集されたものということでございまして、この577種類のうち、昨年度、教科書検定

に新たに合格した178点を調査研究いたしまして、6月27日の教育委員会で、この教科書調査研究資料を御報告しております。

「3 各学校における教科書の選定」でございますが、校長を委員長といたしまして教科書選定委員会を設置し、この間、学校の生徒の実態を踏まえて、最も適切な教科書を選定し、教育庁指導部に報告しました。

これを受けまして、「4 選定結果等の審査」でございますが、教育庁指導部に委ねまして、学校からの選定理由の中身の審査を行いまして、例えば科目名が誤っている、教育課程にあるのに選定がされていない、あるいは選定の理由が抽象的で分かりにくいなどの学校に対しましては指導を行ったところでございます。

こうして各学校が選定した教科書をまとめたものが、お手元の分厚い議案にございます別紙1、高等学校と中等教育学校の後期課程、続きまして別紙2、特別支援学校の高等部が選定したものを学校別にまとめております。

議案資料の2枚目を御覧いただけますでしょうか。右上に参考1としております。これは各学校が選定した状況をまとめたものでございます。共通教科では、国語から情報までございまして、目録掲載教科書の種類数、点数とございますが、例えば、これは古典Bでございますが、分冊になっており、同じシリーズでも古文編、漢文編を一つのシリーズとして1と数える数え方が種類数でございます。これに対して1冊ずつ、計2冊と数える数え方が点数であることから、数字がそれぞれ違っております。

右側に最も選定の多かった教科書の出版社と教科書、そして一番右側に、今年度使用している教科書で一番多く使用されているものをまとめておりますが、今年度使用している教科書と今回選定の多かった教科書には、御覧いただきますとおり、大きな変化はございません。

裏面を御覧いただきますと、参考2がございまして。これは第2部と書いておりますが、この第2部というのは、旧教育課程、旧学習指導要領に基づいたものでございまして、来年度の高校3年生や定時制の4年生が使用する教科書をまとめております。これも大きな変化はございません。

続きまして、お手元の平成26年度使用都立高等学校及び中等教育学校（後期課程）用教科書教科別選定結果（教科書別選定学校数）という資料がございまして。各教科の

教科書について、発行者ごとにどのぐらいの割合で選定されているかというのをグラフ化しております。今回は時間の関係で2つの教科について、簡単に説明させていただきます。

この資料の3ページ、古典Bという科目でございます。この科目は新しい教科書が多く発行されており、御覧のとおり、各社複数教科書を発行しております。先ほどのように分冊のものもあれば、1冊にまとめたものもございます。下から2番目の第一学習社が2種類合わせて28校で選定されているのが最も多いところでございますが、その他東京書籍、三省堂、教育出版、大修館とほぼ大きな偏りはないというのが傾向でございます。

5ページを御覧ください。5ページは、日本史Aと日本史Bをまとめております。日本史Bを御覧いただきますと、山川がB301、詳説日本史85校、その他2種類作ってございまして、約80パーセント、90校がこの教科書を使用しているということ。また、6月27日の教育委員会において見解をまとめました実教出版の高校日本史A302、それから高校日本史B304でございますが、これについて選定した学校はございませんでした。

議案資料の1枚目にお戻りください。本日は、ただいま御説明いたしました別紙1、それから別紙2を御審議の上、採択をお願いするものでございます。

なお、最後にお手元の「請願の要旨」で、請願について御説明をさせていただきます。

請願でございますけれども、昨日、8月21日までに101件の提出がございました。3ページ冒頭、東京都中野区の「中野の教育を考える草の根の会」、他100団体からの請願がございました。合わせて101件でございます。

請願の趣旨は、先ほど申し上げました「見解」の撤回、それから関係者への謝罪といった内容で、前回御説明した趣旨と同じ内容でございます。これにつきましては、この資料の13ページに請願についての回答を載せております。請願の趣旨が前回と同じでございましたので、前回と同じ内容で回答いたしたいと考えております。

また、最後の14ページには、陳情等、また都民の声がございまして、陳情等は3件、都民の声は賛成、反対合わせて6件の御意見を頂いております。

説明は以上です。御審議のほど、よろしく願いいたします。

【委員長】 ありがとうございます。いかがでございましょうか。ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見等はございますか。

【竹花委員】 請願をされてきた団体は、これまでは大体どれぐらいの数だったのですか。

【管理課長】 「見解」に対する請願につきましては、今年度初めて「見解」を出しましたので、去年まではございませんでした。

【竹花委員】 いや、今年度、これまで。

【管理課長】 前回の教育委員会で御報告いたしましたとおり、2件でした。

【竹花委員】 分かりました。私はこのように対処していただいで結構だと思います。

【委員長】 よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 —— それでは、この件につきましては、原案のとおり御承認いただきました。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

9月12日(木) 午前10時

教育委員会室

(2) 1都9県教育委員会委員長協議会

9月5日(木)～6日(金)

千葉県

【委員長】 教育政策課長、今後の日程についてお願いします。

【教育政策課長】 今後の日程でございますが、次回定例は9月12日木曜日、午前10時から、ここ教育委員会室で行われます。加えて、1都9県教育委員会委員長協議会が9月5日、6日の日程で千葉県において行われる予定でございますので、併せてお伝えいたします。

以上でございます。

【委員長】 その他、何かございますか。

日程以外の発言

【竹花委員】 最近、教育委員会制度の議論について、幾つか報道がなされています。一部の新聞の社説にも取り上げられている状況にあります。このところ、国の方の議論は、一体どういう状況になっているのでしょうか。

【教育長】 教育再生実行会議で教育委員会制度の改革の案が出されて、それを受ける形で、今、中央教育審議会の教育制度分科会で議論しておりまして、実は今日も教育制度分科会が文科省で開催されておりますけれども、今まで入り口というか、総論的な議論は大体終わりの段階に来ているかなど。そろそろ論点の整理、それから中間のまとめに向けて議論していく段階に来ているだろうと考えております。いずれにしろ、今日、まず、まとめの段階に入るための議論に着手しているはずで、聞いているところだと、秋には中間のまとめ、年内には最終的な報告、そういう取りまとめのスケジュールで進めていこうと考えているようです。動きとしては以上です。

【竹花委員】 伝えられている報道によれば、先ほど言われた委員会の意見を尊重してというような言いぶりがあるって、教育長を市長が任命し、既存の教育委員会は執行責任を負わないチェック機関にとどめようという報道がなされているところであります。

しかし、前段階の何とかの会の表現の中にも少数意見がきちんと載せられているところであり、かねて教育委員会としてもこの問題にどう対処すべきかということ議論し、そして教育長も今日の会議に出られるだろうと思っておりますけれども、少なくとも既存の教育委員会を全てチェック機関にするといったようなやり方が軽々に中間まとめに取りまとめられないことがないように、教育長におかれてはしっかりと御努力いただきたいと思っております。

私自身も、是非とも中教審に意見を述べさせてもらいたいという気持ちを強く持っておりますけれども、それがかなわないのであれば、教育長、是非ともよろしく願います。前にも申し上げたように、教育の政治的中立性、継続性、専門性から考えて、既存の制度がベストのものだと思います。もちろん民主的なコントロールを強め

ることが大事だという意見も分からないわけではありませぬので、教育長の任命をどうするかということについても検討の余地がありますし、また教育委員の任期をどうするかといった点についても検討の余地があると思います。教育委員会の権能について、これをいじろうという議論については、全く教育の政治的中立性を放棄するものと言っていいものでありますので、そこを少しきっちりとして議論していただければと思います。

【教育長】 実は、この時間と同じ時間帯で中教審が開かれていますので、今日の会議に私は出られないのですが、いずれにいたしましても、この教育委員会で以前お諮りしたように、東京都教育委員会の考え方として、合議制の執行機関である教育委員会制度は是非残していくべきであるという御意見でお考えをまとめていただいておりますので、私も是非その基本的な考え方に沿って中教審の教育制度分科会でいろいろ発言をしていきたいと考えておりますし、併せて全国の教育長協議会、それから委員長協議会、それが合わさった形で連合会になりますけれども、連合会もその国の検討のスケジュールに合わせて、再度、2段目になりますけれども、国に対して意見書を出していきたい、そういうことを検討していこうと。全国でも、そういう形でスクラムを組みながらやっていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

【委員長】 それでは、引き続きまして非公開の審議に入ります。

(午前11時12分)